



## 国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の納め方

▶問い合わせ 税務課 ☎73-3006

第1期	7月31日(月)
第2期	8月31日(木)
第3期	10月2日(月)
第4期	10月31日(火)
第5期	11月30日(木)
第6期	12月25日(月)
第7期	1月31日(水)
第8期	2月29日(木)

### 令和5年度納期限(口座振替日)

- ・特別徴収の対象とならない人
  - ・市内に転入してきた人
  - ・保険料の額が変更になった人
  - ・年度途中で制度の対象年齢になった人
  - ・介護保険料・65歳
  - ・後期高齢者医療保険料・75歳
- 納め方**
- ・納付書で市役所・各支所・指定金融機関の窓口で納付
  - ・口座振替で納付(金融機関に届け出が必要)
  - ※口座振替手続きは「国民健康保険税」「介護保険料」「後期高齢者医療保険料」のそれぞれで届け出が必要です。
  - ※全期前納を希望される人は、全ての納付書(8枚綴り)で納めてください。
  - ※全期前納納付書は添付されません。
  - ※10月支給分の年金から保険税・保険料の天引きが開始される人は、第1、3期は、納付書または口座振替で納めてください。
- ※国民健康保険税のみ、コンビニやスマートフォンアプリでの納付が可能です。

### 年金から天引きされる人(特別徴収)

対象年金が年額18万円以上の人で、国民健康保険税と介護保険料の合計額、または後期高齢者医療保険料と介護保険料の合算額が、対象年金受給額の1/2を超えない人

### 納め方

- ・年6回の年金支給月に天引き
- ・仮徴収 4月、6月、8月
- ・前年の所得が確定していないため、暫定額を天引きします。
- ・本徴収 10月、12月、2月
- 確定した額から仮徴収分を差し引いた額を、3回に分けて天引きします。
- ※国民健康保険税と後期高齢者医療保険料は、特別徴収を中止して口座振替に変更することができます。変更する場合は、税務課で手続きをしてください。ただし、滞納が無いなど一定の要件を満たしている必要があります。

国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の掛け金は、所得税や住民税の社会保険料控除の対象です。



## 国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の納税通知書を7月中に送付します

▶問い合わせ 税務課 ☎73-3006

### 国民健康保険税の納税通知書を7月上旬に送付します

納税義務者は世帯主  
 世帯に加入者がいれば、納税通知書は本人が加入していなくても世帯主宛てに送られます。

**国民健康保険税の計算方法**

医療分・後期高齢者支援分・介護分ごとに計算した「所得割」「均等割」「平等割」の額を合算して、世帯ごとに算出します。なお、世帯の所得に応じて均等割と平等割に、7、5、2割の軽減制度があります。未申告の人は令和4年中の所得申告をお願いします。

(※加入していない世帯主も申告が必要です)

計算方法	医療分	後期高齢者支援分	介護分(40~64歳)
所得割 (前年の総所得-基礎控除43万円)×税率	7.4%	2.6%	2.2%
均等割 加入者の人数×税額	1人当たり29,000円	1人当たり8,400円	1人当たり8,000円
平等割 1世帯当たりの税額	27,000円	8,400円	8,000円
課税限度額	650,000円	220,000円	170,000円

▲令和5年度の国民健康保険税率と課税限度額

### 介護保険料の納入通知書を7月中旬に送付します

今年度65歳になる人は、誕生日以降に送付します。  
 介護保険料は、介護サービスにかかる費用を予測して基準額を決め、それを基に対象者の所得や対象者世帯の市民税課税状況などに応じて、9段階に分かれています。

この基準額は3年ごとに見直されており、令和3年度から令和5年度の基準額は、年額72,000円です。

### 後期高齢者医療保険料の納入通知書を7月中旬に送付します

年間の保険料額は、被保険者が等しく負担する「均等割額」と、被保険者の前年中の所得に応じて決まる「所得割額」を合算して算出します。

均等割額 50,800円

+

所得割額  
基礎控除後の総所得金額など × 所得割率9.80%

||

年間保険料 限度額66万円



## 市税および保険料・使用料などは、納期限内に納付を

▶問い合わせ 税務課 ☎73-3006

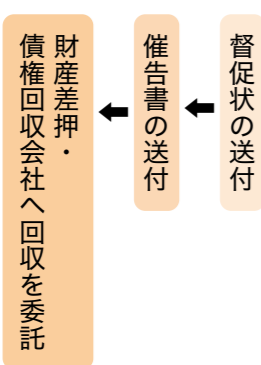
市民負担の公平性を確保するとともに行政サービスの質の維持向上を目的に、市税および保険料、使用料などの税外未収金の回収業務を強化しています。

納期限までに納付がない場合は、督促状や催告書を送付し、早期の納付を促しています。

それでも納付または納付相談がない場合には、未納となっている債権の種類に応じて、次のような措置をとることがあります。

- ・預貯金、給与、売掛金などの財産差押
- ・法務大臣の許可を受けた債権回収会社への回収委託

### 納期限内に納付が無い場合の流れ



### 納期が困難な場合

やむを得ない事情で納付が困難な場合は、お早めに各債権の担当課に相談してください。



### 5/29 トラックを通して省エネの大切さを学習

四国運輸局主催の「交通安全・省エネトラック授業」が行われました。トラックとの綱引きや死角体験などから、交通安全や省エネの大切さを学びました。



比地大小学校

### 5/23 子どもの第三の居場所を作ろう!

4月に豊中地域子育て支援センター内に、子ども食堂や学習支援などを行う子ども第三の居場所「こどもサニーハウス」が開設され、セレモニーが行われました。



こどもサニーハウス